独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院における研究活動上の不正行為の 防止及び対応に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院における公的資金を用いた研究活動において、研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合における 適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この規程において、「研究活動の不正行為(以下「不正行為」という。)」とは鈴 鹿病院所属の研究者等が研究活動を行う場合における次の各号に掲げる行為をい う。ただし、故意又は研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠 ったことにより行われたものに限る。
 - 一 捏造:存在しないデータ、研究結果等を作成すること
 - 二 改ざん:研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
 - 三 盗用:他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文または用語を当該研究者の了解または適切な表示なく流用すること
 - 四 切なオーサーシップ:研究論文の著者リストにおいて、著者としての口を有しい者を挙げ、又は著者としての資格を有する社の除外する行為
 - 五 不適切な投稿又は出版:同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる 雑誌等に発表する行為
 - 六 公的研究費等(以下「研究費」という。)の不正使用・不正受給(以下「不正使用」という。):関係する法令等及び国立病院機構の定める規程等に逸脱して、研究費を不正に使用及び受給する行為
 - 七 その他:独立行政法人国立病院機構臨床研究等倫理規程(平成16年規程第61号)等に違反する研究を行う行為、及び本条各号に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害をする行為
 - 2 前項第1号から第3号までを「研究活動における不正行為への対応等に関する ガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)」及び「厚生労働分野の 研究活動における不正行為への対応に関するガイドライン(平成27年1月16 日厚生科学課長決定)」に則して「特定不正行為」という。
 - 3 第1項以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び社会 通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの
 - 4 研究者等とは、独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院に雇用されている者及び独

立行政法人国立病院機構鈴鹿病院の施設や設備を利用している者のうち、公的資金を用いた研究に従事している者又は携わる者をいう。

- 5 競争的資金等とは、各省庁又は各省庁が所轄する独立行政法人から配分される 競争的資金を中心とした公募型の研究費をいう。
- 6 公的研究費等とは、競争的資金及び補助金、委託費、運営費交付金、助成金、寄 附金等を財源として鈴鹿病院で扱う全ての研究費をいう。
- 7 コンプライアンス教育とは、不正使用を事前に防止するために、研究者等に対し、自身が取り扱う公的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正使用にあたるのかなどを理解させ関係する法令等、国立病院機構の規程等及びその他の規範を遵守させるために実施する教育をいう。
- 8 臨床倫理教育とは不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するために 研究者等に求められる倫理規範等を修得等させるための教育をいう。

(研究者等の責務)

- 第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、 また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
 - 2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。
 - 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を5年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 不正防止のための体制

(総括責任者)

第4条 院長は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、法人全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(部局責任者)

第5条 臨床研究部長は、当該部局における研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

- 第6条 院長は、研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者として研究倫理教育責任者を置き、「臨床研究部長」を充てるものとする。
 - 2 研究倫理教育責任者は、当該部局に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関す

る教育を定期的に行わなければならない。

第3章 告発の受付

(告発の受付窓口)

第7条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、事務部庶務班に受付窓口を 置くものとする(以下「告発窓口」という。)。

(告発の受付体制)

- 第8条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシ ミリ、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。
 - 2 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者 又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内 容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。
 - 3 告発窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、院長と 協議の上、これを受け付けることができる。
 - 4 告発窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに、院長に報告するものとする。院長は、当該告発に関係する部局の責任者等に、その内容を通知するものとする。
 - 5 告発窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたか どうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発 者に受け付けた旨を通知するものとする。
 - 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合(研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)は、院長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

- 第9条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。
 - 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
 - 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上 の不正行為を求められている等であるときは、告発窓口の責任者は、院長に報告す るものとする。
 - 4 第3項の報告があったときは、院長は、その内容を確認し、相当の理由があると

認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(告発窓口の職員の義務)

- 第 10 条 告発の受付に当たっては、告発窓口の職員は、告発者及び被告発者の秘密の遵 守その他告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。
 - 2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、 書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時及 び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければなら ない。
 - 3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

- 第 11 条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。
 - 2 院長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果 の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これ らの秘密の保持を徹底しなければならない。
 - 3 院長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
 - 4 院長又はその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

- 第 12 条 部局の責任者は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や 差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
 - 2 独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
 - 3 院長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、独立行政法人 国立病院機構職員人事等規程その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課 すことができる。
 - 4 院長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者

に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

- 第 13 条 独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院に所属する全ての者は、相当な理由なし に、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱い をしてはならない。
 - 2 院長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、独立行政法人国立病院機構職員人事等規程その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
 - 3 院長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発 者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該 被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

- 第 14 条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるため又は被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えること又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。
 - 2 院長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
 - 3 院長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

- 第 15 条 第8条に基づく告発があった場合又は独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院が その他の理由により予備調査が必要であると認めた場合は、院長は予備調査委員会 を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。
 - 2 予備調査委員会は、3名の委員によって構成するものとし、院長が指名する。
 - 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
 - 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等 を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

- 第 16 条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。
 - 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備 調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題 として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

- 第 17 条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して原則 30 日以内に、予備調査結果を院長に報告する。
 - 2 院長は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。
 - 3 院長は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
 - 4 院長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に 通知する。この場合には、資金配分機関又は関係省庁や告発者の求めがあった場合 に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
 - 5 院長は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の資金 配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

- 第 18 条 院長は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、調査委員会を設置する。
 - 2 調査委員会の委員の半数以上は、独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院に属さない 外部有識者でなければならない。

また、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

- 3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 院長が指名した者 1名
 - (2) 研究分野の知見を有する者 1名
 - (3) 法律の知識を有する外部有識者 1名

(本調査の通知)

- 第 19 条 院長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。
 - 2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して7

日以内に、書面により、院長に対して調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。

3 院長は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員を交供させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

- 第20条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して原則30日以内に、 本調査を開始するものとする。
 - 2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、 調査への協力を求めるものとする。
 - 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、 生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行う ものとする。
 - 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
 - 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
 - 6 告発者、被告発者及びその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に 実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に 誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第 21 条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

- 第22条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動 に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

 - 3 調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第23条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の 予算の配分又は措置をした資金配分機関又は関係省庁の求めに応じ、本調査の中間 報告を当該資金配分機関及び関係省庁に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第24条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文 等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩するこ とのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

- 第25条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとって行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。
 - 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第20条第5項の定める保障を与えなければならない。

第6章 不正行為等の認定

(認定の手続)

- 第26条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。
 - 2 前項に掲げる期間につき、原則 150 日以内に認定を行うことができない合理的な 理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して院長に申し出て、その承認 を得るものとする。
 - 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
 - 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
 - 5 調査委員会は、本条1項及び3項に定める認定が終了したときは、直ちに、院長 に報告しなければならない。

(認定の方法)

- 第27条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物 的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為 か否かの認定を行うものとする。
 - 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。
 - 3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの 疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期 間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の 不存在等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が 不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

- 第28条 院長は、速やかに、調査結果(認定を含む)を告発者、被告発者及び被告発者 以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被 告発者が独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院以外の機関に所属している場合は、そ の所属機関にも通知する。
 - 2 院長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係 省庁に報告するものとする。
 - 3 院長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が独立行政法 人国立病院機構鈴鹿病院以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知 するものとする。

(不服申立て)

- 第29条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた 日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。 ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはでき ない。
 - 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者(被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。)は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。
 - 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。院長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 前項に定める新たな調査委員は、第18条第2項及び第3項に準じて指名する。
- 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、院長に報告する。報告を受けた院長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
- 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、 院長に報告する。報告を受けた院長は、不服申立人に対し、その決定を通知するも のとする。
- 7 院長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

- 第30条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
 - 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに院長に報告する。報告を受けた院長は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して原則 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに院長に報告するものとする。ただし 50 日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して院長に申し出て、その承認を得るものとする。
 - 4 院長は、本条2項又は3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を告発者、 被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に 通知するものとする。被告発者が独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院以外の機関に 所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分 機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第31条 院長は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速や

かに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、 告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏 名・所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 院長は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

- 第32条 院長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を 受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要 な措置を講じることができる。
 - 2 院長は、資金配分機関又は関係機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第33条 院長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正 行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、及び研 究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被 認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

- 第34条 院長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下 げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。
 - 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を院長に行わなければならない。
 - 3 院長は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものと する。

(措置の解除等)

- 第35条 院長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
 - 2 院長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する 措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

- 第36条 院長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、職員就業規則その 他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。
 - 2 院長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

- 第 37 条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、 院長は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備 措置(以下「是正措置等」という。)をとるものとする。
 - 2 院長は、関係する部局の責任者に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。
 - 3 院長は、第1項及び第2項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配 分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

附則

この規程は、令和1年6月7日から施行する。

令和1年6月7日「独立行政法人国立病院機構鈴鹿病院における研究活動に係る不正 行為の取扱いに関する要領」については廃止する。

この規程は、令和3年7月9日改定する。